

金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令案新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(本人確認方法)</p> <p>第三条 法第三条第一項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる顧客等(法第三条第一項に規定する顧客等をいい、同条第三項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下同じ。)又は代表者等(法第三条第二項に規定する代表者等をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。</p> <p>一 自然人である顧客等又は代表者等 次に掲げる方法のいずれか</p> <p>イ ホ (略)</p> <p>へ 当該顧客等又は代表者等から、電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号。以下この条において「電子署名法」という。)第四条第一項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書(当該顧客等又は代表者等の氏名、住居及び生年月日の記録のあるものに限る。)及び当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた預貯金契約の締結等の取引(法第三条第一項に規定する預貯金契約の締結等の取引をいう。以下同じ。)に関する情報の送信を受ける方法</p> <p>ト 当該顧客等又は代表者等から、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号。以下この号に</p>	<p>(本人確認方法)</p> <p>第三条 法第三条第一項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる顧客等(法第三条第一項に規定する顧客等をいい、同条第三項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下同じ。)又は代表者等(法第三条第二項に規定する代表者等をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。</p> <p>一 自然人である顧客等又は代表者等 次に掲げる方法のいずれか</p> <p>イ ホ (略)</p> <p>へ 当該顧客等又は代表者等から、電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第四条第一項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書(当該顧客等又は代表者等の氏名、住居及び生年月日の記録のあるものに限る。)及び当該電子証明書により確認される電子署名(同法第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。)が行われた預貯金契約の締結等の取引(法第三条第一項に規定する預貯金契約の締結等の取引をいう。以下同じ。)に関する情報の送信を受ける方法</p>

において「公的個人認証法」という。）第三条第六項の規定に基づき都道府県知事が当該顧客等又は代表者等に発行した電子証明書及び当該電子証明書により確認される公的個人認証法第二条第一項に規定する電子署名が行われた預貯金契約の締結等の取引に関する情報の送信を受ける方法（金融機関等が公的個人認証法第十七条第四項に規定する署名検証者であつて、当該顧客等又は代表者等から特定認証業務（電子署名法第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。以下この号において同じ。）の利用の申込みに関する情報の送信を当該預貯金契約の締結等の取引に関する情報の送信と同時に受ける場合（当該金融機関等が公的個人認証法第十七条第一項に規定する行政機関等である場合を除く。）に限る。）

チ 当該顧客等又は代表者等から、公的個人認証法第十七条第一項に規定する認定を受けた者であつて、同条第四項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者に係る特定認証業務の用に供する電子証明書（当該顧客等又は代表者等の氏名、住居及び生年月日の記録のあるもの）に限り、当該顧客等又は代表者等の本人確認が、当該顧客等又は代表者等から、公的個人認証法第三条第六項の規定に基づき都道府県知事が当該顧客等又は代表者等に発行した電子証明書及び当該電子証明書により確認される公的個人認証法第二条第一項に規定する電子署名が行われた利用の申込みに関する情報の送信を受ける方法又は電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第五条に規定する方法により行われて発行されるものに限る。）及び当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた預貯金契約の締結等の取引に関する情報の送

信を受ける方法

リ (略)

二 法人である顧客等 次に掲げる方法のいずれか

イ〜ハ (略)

ニ 当該法人の代表者等から、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が作成した電子証明書及び当該電子署名が行われた預貯金契約の締結等の取引に関する情報の送信を受ける方法

ホ 前号リに掲げる方法

2
5 (略)

ト (略)

二 法人である顧客等 次に掲げる方法のいずれか

イ〜ハ (略)

ニ 当該法人の代表者等から、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた預貯金契約の締結等の取引に関する情報の送信を受ける方法

ホ 前号トに掲げる方法

2
5 (略)